

## 令和元年度御船町議会定例会（3月会議）請願第1号 産業厚生常任委員長報告

請願第1号「御船町左岸地域における地域共生拠点となりうる地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所開設の早期実現に対する請願について」の審査結果について報告いたします。

当委員会に付託された本件について、令和2年2月21日午前9時30分より審議会室において、産業厚生常任委員会委員5名の出席のもと審議を行いました。

審議に先立ち、西橋福祉課長及び緒方介護保険係長から、御船町地域密着型（介護予防）サービス事業者の公募、選考及び結果の通知に係る事情について聴取しました。また、請願の代表者である有限会社「せせらぎ」代表の高橋恵子氏から、請願の趣旨について説明を受けました。

その後の審議では、

- ① 町の選考は、「御船町介護施設事業者選定委員会設置要綱」及び「令和元年度小規模多機能型居宅介護事業所公募要項」にのっとり行われており、応募者への結果通知、開示方法及び開示内容にも特に問題はない。
- ② 請願項目として掲げられた3点については、理解できる部分もある。しかし、町に対して直ちに改善を求めるまでの状況にはない。
- ③ 御船町における地域密着型サービス拠点の早期開設という請願の趣旨については賛同できる。

などの意見が出され、本件について採決を行った結果、賛成多数で「趣旨採択」とすることと決しました。

なお、請願書は、「御船川左岸地域」と記載しているが、町の公募要項は募集圏域を「小坂、木倉、高木、御船」の各校区と規定している。したがって「御船川左岸地域」と限定するべきではないとの意見を付すことと決しました。

本会議においても、この委員長報告どおり「趣旨採択」としていただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。